

接骨院・整骨院での 国民健康保険について



■問合せ 国保年金課国保係 ☎029-885-0340 (内) 116

多くの接骨院・整骨院では、病院・診療所にかかったときと同じように、自己負担金（2～3割）を支払うことにより施術を受けることができます。しかし、施術には国民健康保険（国保）が「使えるもの」と「使えないもの」があり、国保の適用が認められなかった場合は、後から残りの費用（8割または7割）が請求されることになります。接骨院・整骨院にかかる際は、正しいかかり方をご理解いただいたうえで施術を受けてください。

国民健康保険が 使える 場合

原因がはっきりしている
骨・筋肉・関節のケガや痛み



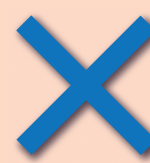
- ◆外傷性が明らかな骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷

※骨折・脱臼については、
応急処置を除き、医師の
同意が必要です。



国民健康保険が 使えない 場合

病気や原因不明の痛み



- ◆単なる肩こり・筋肉疲労
- ◆慰安目的のマッサージ代替りの利用
- ◆症状の改善がみられない長期の施術
- ◆医療機関で治療中のもの
- ◆仕事、通勤中のけが(労災保険が対象)

● 施術を受ける際に気をつけることは？

▶ 負傷の原因を正しく伝えてください

いつ、どこで、どうして負傷したかを施術所で正しく伝えてください。外傷性の負傷でない場合や、労働災害が原因の場合は、国保は使えません。また、負傷の原因が交通事故などの第三者行為（自分以外の人の行為）によるものは、国保へ届出が必要です。



▶ 療養費支給申請書の内容をよく確認したうえで署名してください

受領委任の方法をとる場合には、施術所で「療養費支給申請書」への署名を求められます。記載されている負傷原因、負傷名、日数、金額等が間違っていないか確認したうえで署名してください。

▶ 領収書は必ず受け取ってください

領収書は必ず受け取り、治療費の総額や自己負担額について、間違いがないか確認してください。

● 施術内容について美浦村からおたずねすることがあります

療養費支給の適正化のため、被保険者が実際に受けた施術と施術所からの請求内容が合っているか、確認させていただく場合があります。施術を受けてから3～4か月後に、負傷原因、施術日数、施術内容などをおたずねしますので、施術の記録や領収書を保管していただき、照会がありましたら回答にご協力をお願いします。